

企業組織再編税制の課題と方向

平成13年1月16日
日本公認会計士協会

目 次

	頁
はじめに	1
第1章 企業組織再編制度の必要性	1
第2章 企業組織再編制度の問題点	3
第3章 税制の現状と特徴	4
合併	
会社分割	
現物出資	
営業譲渡	
株式交換・株式移転	
みなし配当	
現行税制の特徴	
第4章 諸外国の制度と会計の取組み	12
ドイツにおける合併と会社分割の制度	
フランスにおける合併と会社分割の制度	
米国における合併と会社分割の制度	
会計の取組み	
第5章 会社分割法制の概要と税制の方向	20
会社分割法制の概要	
組織再編成に係る税制のあるべき方向性 - 基本的な考え方 -	
譲渡損益繰延要件の検討	
分割税制に係る租税回避の防止について	
第6章 むすび	31
< 参 考 資 料 >	
< 参考文献一覧 >	

はじめに

平成 13 年度の税制改正において会社分割制度の創設に伴う企業組織再編税制の見直しが行われることとなった。企業組織再編税制は、どのような考え方で再構築が図られようとしているのか。本研究報告は、当協会近畿会の協力を得てこれまでの税制を含めた論点を整理し、新しい制度の方向を検討するものである。

本研究報告は要約すると、企業組織再編制度の必要性、その問題点、これまでの制度の確認、これからの税制の検討、結語から成っている。企業組織再編制度の必要性については第 1 章で論じ、その投げかける問題点については第 2 章で指摘した。これまでの税制の確認は、主に第 3 章と第 4 章であるが、第 3 章では我が国における現行の企業組織再編に係る税制の概要と特徴を確認した。第 4 章では、ドイツ、フランス、米国といった欧米主要国の企業組織再編税制の現状についてまとめるとともに、パーチェス法と持分プーリング法をめぐる企業結合会計の状況について述べている。

これからの税制の検討は、主に第 5 章であるが、新設された会社分割法制を踏まえた上で、平成 12 年 10 月 3 日に政府税制調査会より公表された「会社分割・合併等の企業組織再編に係る税制の基本的考え方」（以下「政府税制調査会の基本的考え方」という。）に基づいて検討を加えたものである。なお、平成 12 年 12 月 14 日に公表された政府税制調査会答申、平成 12 年 12 月 19 日に公表された政府の「平成 13 年度税制改正大綱」の内容は確認している。その検討結果を踏まえて、第 6 章のむすびでは今後の方向に対する提言を幾つか行って本研究報告を締めくくっている。本研究報告はあくまで現時点での研究報告であり、連結納税制度を含め、今後の企業組織再編制度の展開によって見直しが行われるべきものであることは言うまでもない。

第 1 章 企業組織再編制度の必要性

まず、本章においては、本研究報告の導入部として、企業経営におけるどのような必要性から企業組織再編制度の見直し、再構築が行われることとなったか、会社分割制度を中心に経済界の背景から見て行くこととしたい。

これまでの我が国のグループ経営は親会社優先であったということができる。つまり、グループ企業は親会社の周辺業務や関連業務を安い人件費で行うもの、余剰人員の受け皿等の位置付けが中心であったからである。しかし、第二次世界大戦後の財閥解体以降禁止されてきた持株会社が解禁され、グローバル化の進展により、米国で行われている持株会社を中心としたグループ経営が我が国にも導入されるようになった。その結果、企業経営にこれまでと違ったものが求められるようになった。それは、様々な経営指標で代表されるように資本価値の最大化であり、言い換えるならば、機能の集約化と事業の再編成による企業経営の効率化であり、何よりもスピードが重要となったのである。

しかしながら、これまでの株式会社制度において合併の制度はあったものの、会社を実質的に分割するには、営業譲渡、現物出資、事後設立等の制度によらなければならなかった。これらの制度は、資本充実の原則から検査役の検査が必要なため、新会社は、事実上検査期間について営業を行えないという問題があった。また、資本の払込等、手続を行う

ために多額の資金を準備する必要があった。

これに対し、米国等では、株式交換、株式移転等の制度や会社分割等の制度が商慣習の中で発展し、様々な経営手法が行われてきた。やや行き過ぎの面や試行錯誤の面はあったものの、これらの制度が一種のダイナミズムを生み出してきた。そのため、経済のグローバル化によって、諸外国企業との苛烈な競争に直面している我が国企業にとって、会社制度における弱点の補強は急務となったのである。

さて、このようにして導入された会社分割制度であるが、我が国企業はどのように利用しようとしているのであろうか。

まず、事業再編と分社化による経営の効率化と責任の明確化であり、それに伴う資本関係の整理である。親会社優先のグループ経営を行ってきたこと、さらに、グループ企業を無秩序に増加させてきたことによって、子会社、孫会社等の直立的資本関係のみならず、共同出資や持合関係、他企業との合併等の過去の経緯を引きずって、様々な問題を抱えることとなった。例えば、同一事業を複数企業で行う等の事業や機能の重複、責任体制の不明確化、更に複雑な資本関係が形作られた上に、少数株主が各社に存在することによる経営の制約等である。このため、強い部門も弱い部門も何でも保有することになり、その戦略性の無さから、計算上の企業価値よりも、実際の評価（株価）が低くなると言う「コングロマリットディスカウント」の典型のような様相を呈していた面があったことは否定できない。

これに対し、新しいグループ経営は、資本の効率の最大化を求めるものであり、戦略的な事業の集約化と分社化による責任の明確化、さらに、持株会社の100%子会社を中心とするフラットな資本関係によることが求められるのである。このような組織再編を会社分割制度の吸収分割や新設分割を使って、重複した事業をそれぞれの企業に集約することや、事業別の分社化、さらに、人的分割を使って孫会社を子会社化する等を組み合わせて行うのである。その結果、従来の制度を使うよりも小さな労力と時間、コストで目的を達成することができることになる。

次に、M & A等の外部企業を巻き込んだ事業再編が考えられる。他社からある事業を買収する場合や、逆にグループ企業のある事業を他社に売却する場合、会社分割制度によりこれまでよりも簡便に行うことができる。しかも、実質的な資金負担なしで行うことができるのである。また、複数企業の事業を共同で行うJVの組成に利用することも考えられる。

また、一つの部門を会社分割して上場させて、企業グループの価値の一部実現を図ることも考えられる。理論的には、企業グループ全体の価値は、分離した部門を含む全体の価値を反映しており、一つの部門を分離して上場させてもその全体としての価値は変わらないはずである。しかし、これまでのグループ企業の上場の実績を見る限り、通常、その価値は一致しない。また、この場合に、人的分割や物的分割との混合形態を採ることにより、持株会社の株主に利益還元することも可能となる。

そして、特殊な使い方としては、すべての既存事業について物的分割を使って子会社化し、残った企業を持株会社とすることが考えられる。特に、持合関係が複雑な場合、株式移転制度や株式交換制度を使った持株会社の設立や事業統合はその割当てが複雑になる等の問題があり、会社分割を使う方が合理的となる場合がある。

また、中小企業で相続等の理由で事業分割が必要となる場合等の活用も考えられる。

以上、会社分割制度の利用について述べてきた。当該制度により、事業再編や経営の効率化が図られることになるであろう。これまで、様々な制約の中でグローバルな競争を戦ってきた我が国企業にとって、インフラが整備されたことにより、より強い競争力を発揮するきっかけとなるものである。

ただし、依然として、諸外国と比べて制約が残っていることも事実である。例えば、連結納税制度やトラッキングストック制度あるいは、ストックオプション制度の対象範囲の拡大等の問題である。このように、我が国の会社法制ではまだまだ対応の不十分な部分があり、今後一層の取組みが期待される。

第2章 企業組織再編制度の問題点

企業の組織再編成に伴って資産の移転が行われる。その場合に、資産の帳簿価額と時価との差額をどのように取扱うかという問題がある。この差額は資産の保有期間の価値変動によって生じたもので、いわゆる「含み損益」である。この含み損益を、合併、分割、現物出資などの組織再編成に当たって顕在化させるかどうかというのが、企業組織再編制度における最も重要な問題である。含み損益を顕在化させるかどうかは、資産を時価で引継ぐかそれとも簿価で引継ぐかによることになる。

投資家に対する適切な情報提供を目的とする証券取引法のいわゆる企業会計の領域においては、個別決算よりも連結決算を重視する傾向が強まっている。また、金融商品会計基準や検討されている減損会計に現れているように、資産の時価を重視して財務諸表から含み損益を排除しようとする要請もある。そうした背景を反映して連結財務諸表の範囲にある連結会社間の組織再編成においては、結果的に損益が消去されることから、含み損益を顕在化させる必要がないとする意見が強い。その一方、そうでない企業間の組織再編成において、資産に対するそれまでの支配が維持されない場合は含み損益を顕在化させ、時価で引継ぐことが必要だとする意見が趨勢である。当協会会計制度委員会が取りまとめた「会社分割に関する会計処理（公開草案）」は、連結会社間における「簿価引継法」と資産に対する支配を獲得する「売買処理法」を示しており、連結会計を強く意識した内容となっている。

債権者保護を目的とする商法においては資本充実に重視する立場から、時価評価による資産の貸借対照表能力に対して慎重な姿勢をとっている。また、商法は配当可能利益の算定に重きを置くところから、個別決算の枠組みを離れる動きは今のところは見えない。

課税所得の算定を目的とする法人税制は、政策的に課税ベースの拡大を図って企業会計からの乖離を志向した動きもあったが、デリバティブ、有価証券の時価評価においては「法人の活動成果を所得に反映させる」として企業会計と歩調を合わせた。企業グループを課税単位とする連結納税制度は、我が国企業の国際競争力や経営形態に対する租税の中立性の観点から導入が必要であるとされるものであるが、その前に、合併、分割などの企業組織再編税制を整備することを優先して進められてきた。

法人税制においては、含み損益の顕在化はそのまま課税が行われることを意味する。しかし一律に課税が行われることは、企業組織再編成に対する阻害要因になりかねないことから、課税を繰延べる二つの枠組みが用意された。一つは企業グループ内の組織再編成で

あり、もう一つは共同事業のための組織再編成である。二つの枠組みにおいて所定の要件を満たす適格組織再編成は、資産を簿価で引継いで含み損益を顕在化させないこととなる。

以上のように企業会計、商法、税法のそれぞれの領域における要請は異なり、特に税制の課税繰延べの範囲と企業会計の簿価引継ぎの範囲が深刻な懸隔を生じることとも予想される。その調整をどう図っていくかは税制にとっても企業会計にとっても大きな問題である。この懸隔に適切な架橋ができるかどうか。我が国の会計と税制の今後の進路を決定する上で、重要な岐路にさしかかったと言わなければならない。

第3章 税制の現状と特徴

平成12年5月に商法が改正され、「会社分割制度」が創設された。その法制の検討が契機になって企業組織再編に係る税制の見直しが行われることになったものである。

すなわち、会社分割は、その経済実態から見て、合併や現物出資と同様のものがあり、増減資、自己株式の消却、残余財産の分配、実質的な利益の資本組入れなどのいわゆる資本等取引が生じ、このため、会社分割に係る課税のあり方を検討するに当たっては、合併、増減資など各種の資本等取引と整合性のある課税のあり方の観点から、広範な検討を行う必要がある。また、分割会社の法人株主及び個人株主は、会社分割により、分割会社の株式を保有したまま、あるいは分割会社の株式と交換に、新設・吸収会社の株式を取得することがあるが、この場合、法人税及び所得税における株式譲渡益やみなし配当の課税関係について、適正な取扱いを確保する観点から検討を行う必要がある。納税義務、各種引当金の引継ぎなどについて、分割会社及び新設・吸収会社における法人税法及び租税特別措置法等の広範な各税法の適用関係がどのようなものかを整理し、その意義・趣旨等を踏まえた適正な税制措置のあり方について検討を行う必要がある。また、会社分割は、その形態や方法が極めて多様となることが予想されることから、租税回避の手段として利用されることのないように、万全な対策を講ずる必要があるとされている。

これらの理由から、企業組織再編に係る税制の広範な見直しが始まったのであるが、それでは従前の税制とはどのようなものであったか、まず個別に確認しておきたい。

合併

1. 合併に関する税務の概要

合併に関する税務は、次の点に集約される。

- (1) 合併法人： 合併差益金課税と 合併事業年度の所得計算
- (2) 被合併法人： 清算所得課税と 最後事業年度の所得計算
- (3) 被合併法人の株主： みなし配当課税と 身代わり株式の取得価額の付替計算等

合併法人が被合併法人から引き継いだ資産の受入価額は、時価以下としなければならない。

合併法人が被合併法人の資産を帳簿価額を超える価額で引き継いだ場合には、その評価益は法人税法第25条第1項に規定する評価益には該当せず、益金の額に算入される（法基通4-1-2(1)）。

そして、この評価益が、合併差益として合併法人に留保される場合には、合併差益課

税が行われ、合併交付株式、合併交付金等として被合併法人の株主に交付される場合には、清算所得課税が行われる。

2．合併法人の合併差益金に対する課税

(1) 合併差益金の計算

合併差益金は、次の計算式により計算される。（法法2十九）

合併差益金 = 被合併法人の純資産の受入価額 - (合併増加資本金額 + 合併交付金等の額)

純資産の受入価額 = 合併取得資産に付した帳簿価額 - 合併引継債務に付した帳簿価額

(2) 合併差益金の区分及び課否区分

合併差益金の区分

合併差益金は、次のア、イの場合の区分に応じ、それぞれに掲げる順序で構成される（法令9）。

このうち課税対象となるのは、イ(ア)の合併受入資産に係る評価益からなる部分の金額と、後述する抱合株式に対して新株を割り当てなかったことにより生ずる課税減資益金部分の金額である。

ア．合併法人の純資産の受入価額が被合併法人の純資産の帳簿価額以下である場合

(ア) 合併減資益金 (イ) 被合併法人の資本積立金額 (ウ) 被合併法人の利益積立金額

イ．合併法人の純資産の受入価額が被合併法人の純資産の帳簿価額を超える場合

(ア) 合併受入資産に係る評価益に相当する金額 (イ) 合併減資益金 (ウ) 被合併法人の資本積立金額 (エ) 被合併法人の利益積立金額

合併減資益金

ここで合併減資益金とは、次のアの金額が、イの金額に満たない場合のその差額をいう（法令9）。

ア．合併法人の増加資本金額又は出資金額と合併交付金銭等の額の合計額（被合併法人の株主等に対する利益の配当等を除く。）

イ．被合併法人の合併時の資本金額又は出資金額（ただし、抱合株式に対して新株の割当てをしないときは、その割当てをしない部分に対応する金額を控除した金額）

合併差益金の調整

ア．みなし交付金

被合併法人の清算所得に対する法人税、住民税、事業税の額は、合併交付金とみなして、合併差益金及び清算所得を計算する（法法113、法基通4-2-2）。

イ．被合併法人の未納法人税等

被合併法人の最後事業年度以前の各事業年度の法人税、住民税で、未納のものがあるときは、合併法人が、これらを負債として引継ぎをしていないときであっても、被合併法人から承継した負債として合併差益金を計算する（法基通4-2-3）。

ウ．償却超過額・評価損益否認金等

合併法人が、否認金のある被合併法人の資産・負債を税務計算上の金額に修正

しないで受け入れている場合でも、原則として、税務計算上の金額により受け入れたものとして合併差益金を計算する。しかし、減価償却超過額、評価損益の否認金等は、合併法人が税務計算上の金額に修正をしないで被合併法人の帳簿価額のまま受け入れた場合には、これらの否認金等は合併法人に引き継がれない（法基通 4-2-4、4-2-14）。

(3) 抱合株式がある場合の合併差益金の計算

合併法人が保有する被合併法人の株式を抱合株式という。この抱合株式に対して、合併法人が新株を割り当てる場合と割り当てない場合で、合併差益金の計算が異なってくる。

抱合株式に新株を割り当てた場合

合併法人は、抱合株式への新株の割当てにより自己株式を保有することになるが、この自己株式を譲渡したことにより発生する損益の額は、合併法人の損金又は益金の額に算入される。

抱合株式に新株を割り当てなかった場合

合併法人が、抱合株式に新株の割当てをしない場合は、その割当てをしなかった抱合株式につき消却損が発生する。この消却損を(ア)合併減資益金(イ)引継資本積立金額(ウ)引継利益積立金額(エ)その他の合併差益の順に従って補てんし、補てんしきれない残額は、(オ)合併受入資産の含み益を表現して、これを補てんすることとなる（法基通 4-2-9）。

一方、抱合株式に対して新株を割り当てなかったことにより生ずる減資益金が、抱合株式の消却損の額を超える場合がある。この超過額は、当該合併法人のその合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される（法基通 4-2-9 の ）。。

したがって、合併差益金のうち課税対象となるのは、受入資産の評価益からなる部分と、この課税合併減資益金の部分である。

(4) 被合併法人に繰越欠損金がある場合に営業権を計上した場合の処理（法基通 4-2-8）

被合併法人の法第 57 条又は法第 58 条の規定の適用を受ける欠損金額で、当該被合併法人の最後事業年度までに繰越控除未済の金額は、合併の際に打ち切れ、合併法人には引き継がれない（法基通 4-2-18）。しかし、被合併法人に繰越欠損金がある場合に、合併に際して営業権を計上し、その償却を通じて、実質的に被合併法人の税務上の繰越欠損金を引き継ぐことが可能である。

そこで、被合併法人に繰越欠損金がある場合において、合併法人が、その繰越欠損金の全部又は一部に相当する金額を営業権として受け入れているときは、次のように取り扱うこととされている。

含み益のある受入資産の受入価額を営業権の受入価額に達するまで増額し、営業権の受入価額を当該含み益相当額だけ減額する。

営業権の受入価額になお残額がある場合には、被合併法人の営業権の価額として相当であると認められる価額を限度として、その営業権の受け入れを認める。

営業権の受入価額のうち、その受け入れを認められない部分の金額については、被合併法人から利益積立金額等の引き継ぎがなかったものとして処理する（法基通

4-2-7)。

3．被合併法人に対する課税

(1) 被合併法人の最後事業年度の所得金額の計算

合併の日

法人が事業年度の中途において合併により消滅した場合には、その事業年度開始の日から合併の日までの期間が一事業年度とみなされる（法法 14 二）。この合併の日とは、被合併法人においては合併期日の前日とし、合併法人においては当該合併期日とされている（法基通 1-2-3）。

所得計算上の主な留意点

ア．合併に際して退職した被合併法人の役員に支給する退職給与の額が、合併承認総会で確定していない場合でも、被合併法人は、退職給与として支給すべき金額を合理的に計算し、未払い計上することができる（法基通 4-2-11）。

イ．被合併法人の最後事業年度に係る事業税は被合併法人の損金とは認められず、合併法人においてその額が具体的に確定した事業年度の損金とされる（法基通 4-2-13、9-5-1(1)）。

ウ．欠損金の繰戻還付の特例がある（法法 81 ）。

(2) 被合併法人の清算所得に対する課税

法人が合併により消滅した場合には、合併による清算所得の課税が行われる（法法 5 ）。

被合併法人の清算所得の金額は、次の計算式により算出される（法法 112 ）。

清算所得金額 = (合併交付株式等の額 + 合併交付金銭等の額) - (被合併法人の資本等の金額 + 利益積立金額)

合併交付株式等の額は、時価ではなく、その株式の額面金額又は出資の金額によって計算する（法法 112 ）。

また、合併交付金には、被合併法人の最後事業年度の利益の配当等として交付された金額は含まれない（法令 170 の 2、利益積立金の計算）。一方、合併法人が納付する被合併法人の清算所得に係る法人税、住民税、事業税は、合併交付金とみなされる（法法 113、法基通 19-2-4）。

そして、被合併法人の資本等の金額及び利益積立金額の計算に当たっては、抱合株式に対し新株の割り当てをしなかった場合のその割り当てをされなかった株式等に対応する被合併法人の資本の金額 合併法人に引き継がれた被合併法人の資本積立金額、利益積立金額 被合併法人の最終事業年度分の利益の配当等の額をそれぞれ控除する（法法 112 、法基通 19-2-2）。

4．被合併法人の株主における課税

合併法人から合併交付株式及び合併交付金銭等を受けた場合には、みなし配当金が生ずる場合があり（法法 24 、所法 25 ）、身代わり株式の帳簿価額の付け替え及び譲渡益の計算を行うことになる（法法 61 の 2 、法令 119 ）。

会社分割

平成 12 年 5 月 31 日に公布された商法改正法で会社分割制度が創設されたが、それま

で我が国の商法は会社分割に関する規定を持っていなかった。そこで、会社分割は、「現物出資」「営業譲渡」など、従前の商法上の諸制度を利用して行われていた。課税関係についても、それらに伴うものとして取り扱われた。現在、会社分割を含む企業組織再編に係る税制の全般的な見直しが検討されている。

現物出資

1．概要

税法上、現物出資も資産等の譲渡の一形態として取り扱われるため、原則として、時価を譲渡価額として譲渡損益が実現したものとして課税される。

しかし、現物出資により子会社を設立する場合は、出資財産が株式等に転化しただけであり、その株式等を通じて、実質的に出資財産を継続して支配しているといえるため、法人税法では、法人が一定の要件を満たす現物出資による子会社の設立をした場合には、その出資により取得した株式等について、出資による譲渡益相当額の圧縮記帳を認める課税上の特例、すなわち特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳の制度を設けている（法法 51）。

2．特定現物出資の要件

特定現物出資の課税の特例の適用が認められるためには、次のすべての要件を満たす必要がある。すなわち、現行税法は、分社型新設分割に限って圧縮記帳を認めている（法法 51、法令 93）。

- (1) 新たに法人を設立するための現物出資であること。
- (2) その現物出資をした法人（親会社）が新設法人（子会社）の設立時において、その新設法人の発行済株式の総数又は出資金額の 95%以上の株式数又は出資金額を有すること。
- (3) 現物出資する資産が国内にある資産（出資割合が 25%以上の外国法人の株式を除く）である場合には、その資産の現物出資により外国法人を設立するものでないこと。
- (4) 新設法人の出資者のうち親会社以外の者（5%未満）の 1 株（1 口）当たりの払込金額が、親会社の 1 株当たりの払込金額に比し著しく低くないこと。
- (5) 子会社が現物出資により受け入れた各資産につき、その現物出資をした親会社の出資直前の帳簿価額以下の金額をその受入価額としたこと。
- (6) 新設法人の設立の時において、出資割合が 95%未満となることが見込まれているものでないこと。

3．変態特定出資の要件

現物出資することに代えて、金銭出資により法人を設立し、その設立後に資産を譲渡した場合においても、一定の要件を満たすときは、これを特定現物出資とみなして、2と同様に圧縮記帳することができる（法基通 10-7-1）。

営業譲渡

法人税法上、営業譲渡についての規定はなく、対象資産を個々に譲渡又は取得したものとして所得計算を行うこととなる。

1．譲渡会社の税務

通常の譲渡と同様、各譲渡資産・負債の時価により譲渡したものとして所得計算を行う。

内国法人につき、営業の全部の譲渡があった場合には、欠損金の繰戻還付の特例の適用がある（法法 81 ）。。

2．譲受会社の税務

受入資産等の取得価額は、通常の取得の場合と同様、取得対価（時価）に取得に要した費用を加算した価額となる（法令 32 一、54 一、119 一）。

株式交換・株式移転

1．税務上の取り扱いの概要

株式交換・移転制度に関する税務は、次の3点に集約される。

- (1) 特定親会社における特定子会社株式の受入価額
- (2) 特定子会社株主の所得計算
- (3) 特定子会社株主の特定親会社株式の取得価額

「株式交換・移転」による新株の交付は、特定子会社の株主の立場から見れば、従来の直接保有から、特定親会社を通じての間接保有に転換したものの、「経済的に同一の状態」にあると考えられる。そこで税法は、次の2要件を満たす場合には、特定子会社株主の株式譲渡損益を一切認識しないこととしている。

- (1) 特定親会社による特定子会社の株式の受入価額には含み益を反映しないこと。
- (2) 交付金銭等がある場合には、交付株式の時価が交付株式の時価と交付金銭等の合計額に占める割合が95%以上であること。

2．特定親会社・特定子会社（措法 37 の 13 の 2、67 の 9、67 の 9 の 3）

商法第 352 条第 1 項の株式交換又は第 364 条第 1 項の株式移転により完全親会社となる法人を特定親会社、商法第 352 条第 1 項又は第 364 条第 1 項条により完全子会社となる法人を特定子会社と定めている。

3．特定親会社における税務

- (1) 特定親会社における特定子会社株式の受入価額

特定親会社における特定子会社株式の受入価額は、次の価額にその取得に要した費用を加算した額とする。

特定子会社の株主の数が 50 人以上の場合

特定子会社の純資産の帳簿価額以下（措令 25 の 12 の 2 、措令 39 の 30 ）

特定子会社の株主の数が 50 人未満の場合

ア．交付金銭等がない場合

法人株主から取得したものは特定子会社株式の帳簿価額以下（措令 39 の 30 ）

個人株主から取得したものは特定子会社株式の取得価額相当額以下（措令 25 の 12 の 2 ）

イ．交付金銭等がある場合

特定子会社株式の簿価又は取得価額に交付金銭等の合計額から交付金銭等に対応する原価を控除した額が、利益となる場合はその利益の額を加算した額以下、

損失となる場合はその損失の額を減算した額以下（措令 25 の 12 の 2 、措法 67 の 9 、措令 39 の 30 ）

(2) 商法と税法の調整

商法の規定（商 288 の 2 ・ 、357、367）

商法上、増加すべき資本の額の限度額は、完全子会社となる会社の純資産額の範囲内と規定されている。この純資産額は、時価純資産額を限度とする簿価純資産額である。

商法と税法の比較

商法では、貸方を規定、資本金及び資本準備金の合計は完全子会社の純資産額を限度としている。

他方、税法では、借方を規定、特定子会社株式の受入価額を簿価純資産額等以下とする。この貸借差額は、別表五（一）で「マイナスの資本積立金」として調整することと取扱っている。

4．特定子会社株主の税務

(1) 特定子会社株主の所得計算

株式交換等により特定親会社から新株の割当てを受けたときに、前述の 2 要件を満たす場合の税務上の取扱いは、個人株主、法人株主それぞれにつき、次のように規定されている。

個人株主の場合

ア．交付金銭等がない場合：特定子会社株式の譲渡がなかったものとする

イ．交付金銭等がある場合：次のとおり区分する

特定子会社株式の価額 × 新株の価額 ÷ （新株の価額 + 交付金銭等） = 譲渡がなかったものとされる部分

特定子会社株式の価額 × 交付金銭等 ÷ （新株の価額 + 交付金銭等） = 譲渡があったものとされる部分として所得計算する。

法人株主の場合

ア．交付金銭等がない場合：特定子会社株式の帳簿価額を交換時における時価であるとみなして、当該法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

イ．交付金銭等がある場合：交付金銭等の額から交付金銭等の原価を控除した額を求め、その額を所得の金額に含める（利益の場合は加算、損失の場合は減算）。

(2) 特定子会社株主の特定親会社株式の取得価額

特定子会社株主の特定親会社株式の取得価額は、次の価額にその取得に要した費用を加算した額とされている。

個人株主の場合（措令 25 の 12 の 2 ）

ア．交付金銭等がない場合：特定子会社株式の取得価額

イ．交付金銭等がある場合：特定子会社株式の取得価額 × 新株の価額 ÷ （新株の価額 + 交付金銭等の額）

法人株主の場合

ア．交付金銭等がない場合：特定子会社株式の帳簿価額

イ．交付金銭等がある場合：交付金銭等の額から交付金銭等の原価を控除した額を

求め、その額を特定子会社株式の帳簿価額から控除する(個人株主の場合と同様)。

5. 税法における株式移転に伴う兄弟会社化の特例(措法67の9の3)

税法において、企業組織の再編成の選択肢として新設された株式移転に伴う兄弟会社化の特例は、次のすべての要件を満たす場合、特定子会社の特定親会社に対する子会社株式等の譲渡利益相当額は、その特定子会社のその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する、とするものである。

- (1) 子会社株式等の譲渡時の時価 > 特定子会社における譲渡直前の簿価
- (2) 特定親会社における子会社株式等の取得価額 = 特定子会社における譲渡直前の簿価
- (3) 特定親会社設立の日を含む事業年度からその設立の日以後1年経過日を含む事業年度までのいずれかの事業年度において、特定親会社に子会社株式等の全部を譲渡したこと
- (4) 特定子会社が、他の法人の発行済株式等の全部を特定親会社設立日の1年前の日から譲渡日まで引き続き有していた場合の当該他の法人の株式等(子会社株式等という)であること
- (5) 確定申告書等に子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入に関する記載をすること

みなし配当

法人の株主等である内国法人が、当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が、その交付の基となった当該法人の株式(出資を含む)の帳簿価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち、その法人の資本等の金額からなる部分の金額以外の金額は、利益の配当又は剰余金の分配とみなす(法24)。

- (1) 当該法人の資本もしくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産
- (2) 当該法人から退社又は脱退により持分の払い戻しとして交付される金銭その他の資産
- (3) 当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産
- (4) 当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

このほか、利益積立金額の資本組入れを行った場合等にも、みなし配当課税が行われる(法24)。

現行税制の特徴

1. 合併

- (1) 株式の買取りや営業譲渡により企業買収を行う場合には、株式や資産の時価取引としてそれらの譲渡益に対する課税が行われるが、合併により企業買収を行う場合には、株主、合併法人及び被合併法人のいずれにおいても課税繰延べを行うことができる仕組みとなっている。
- (2) 被合併法人において過去に損失が生じたことなどにより合併時に欠損金(利益積立金のマイナス)がある場合には、合併により受入資産の評価益を計上しても、その欠損金の額に達するまでの金額について課税が行われないことになる。

- (3) 被合併法人の青色欠損金は、どのような合併の場合であっても合併法人への引継ぎを認められない仕組みとなっている。
- (4) 合併法人は、合併による受入資産を時価以下で任意に評価換えして評価益を計上できるものとされており、長期間にわたって保有する固定資産の含み損を短期間で処分する棚卸資産や有価証券の含み益によって補填することができる。
- (5) 清算所得とみなし配当の金額は、合併法人から交付を受ける株式の額面金額に基づいて計算するものとされているが、株式の時価ではなく額面金額に基づいて計算することとされている。

2．現物出資（子会社設立）

- (1) 含み損のある資産を現物出資して子会社を設立する場合には、含み損が損金となる一方、含み益のある資産を現物出資して子会社を設立する場合には、圧縮記帳により課税所得が生じない仕組みとなっている。
- (2) 親会社が圧縮記帳により損金計上できる金額は、譲渡利益金額の範囲内であれば任意とされている。
- (3) 子会社株式の保有割合要件については、商法上、会社設立のための発起人が7人以上とされていた点を考慮し、100%とせず 95%以上とされたが、現在では商法改正により発起人1人でも会社設立が可能となっている。

3．みなし配当

資産の交付がない場合のみなし配当は、受取配当等の益金不算入の対象となり課税対象とならない一方で、そのみなし配当相当額だけ株式の帳簿価額が増額されることから、その株式の時価法による評価益の過少計上や評価損の計上あるいは譲渡した場合の譲渡益の過少計上や譲渡損の計上を通じて、課税所得を減少させる結果となる。

第4章 諸外国の制度と会計の取組み

本章では、諸外国の企業組織再編制度の概要について述べるとともに、国際的な会計の取組みについても言及する。

ドイツにおける合併と会社分割の制度

1．組織再編法と組織再編税法

従来ドイツでは、会社の合併・分割についてまとめた法律等は存在していなかったが、EC 第6指令の公布（1982年）、EC 合併等税制指令（会社の合併及び分割に係る課税の排除）の公布（1990年）を受けて、1995年に「組織再編法（Umwandlungsgesetz）」及び「組織再編税法（Umwandlungssteuergesetz）」として体系的に整備されることとなった。この組織再編法では、合併、分割、財産の承継及び組織変更を規定している。なお、ドイツでは現在「完全な確定決算主義」が採用されており、商法上の決算書に基づき課税所得が計算されるため、以下で示す税務上の課税繰延要件に従った会計処理が商法上の決算書においても行われているようである。

2．合併に係る税制

(1) 合併の形態

ドイツにおける合併も、被合併会社の資産・負債の全部が包括的に合併会社に移転し、被合併会社は清算手続を経ず解散する。合併に伴い、被合併会社の株主は合併会社の株式が交付される。また、合併の法形式としては、吸収合併と新設合併のいずれも認められている。

(2) 合併に係る税制の基本的な考え方

合併の場合、被合併会社は合併の基準日における税務貸借対照表を作成しなければならないが、原則的にはこの税務貸借対照表はその資産・負債の時価で作成することになる。したがって合併の場合、合併会社（新設会社を含む。以下同じ。）に移転する被合併会社の資産・負債の譲渡益（キャピタル・ゲイン）に対する課税が、被合併会社においてなされることになる。しかし、対価として金銭等の交付がないこと及び合併会社が被合併会社の事業を5年間は継続する（事業継続要件）こと等の要件を満たす場合には、税務貸借対照表を帳簿価額で作成することができるとされており、この場合には、被合併会社におけるキャピタル・ゲイン課税は合併会社に繰り延べられることになる。

また、被合併会社の剰余金も一定の要件を満たす場合には、合併会社に引き継がれる。税務上の繰越欠損金についても、被合併会社の繰越欠損金は合併会社が上記の事業継続要件を満たす場合に限り、引き継ぐことができる（我が国における繰越欠損金の利用は5年以内に限定されているが、ドイツでは繰越欠損金の利用期限の定めはない。）。

(3) 被合併会社の株主における課税

被合併会社の株主が合併により、合併会社の株式で対価の交付を受ける部分については課税が繰り延べられるが、金銭で対価の交付を受ける部分については課税が繰り延べられない。

3．会社分割に係る税制

(1) 会社分割の類型

組織再編法において、会社分割の類型として次の三つが設けられている。

消滅分割（Aufspaltung）

分割会社の資産・負債の全部が包括的に2社以上の吸収会社（新設会社を含む。以下同じ。）に移転し、分割会社は清算手続を経ず解散するもので、資産・負債の移転の対価として分割会社の株主に吸収会社の株式が交付される。

存続分割（Abspaltung）

分割会社の資産・負債の一部が包括的に吸収会社に移転し、資産・負債の移転の対価として分割会社の株主に吸収会社の株式が交付される。なお、分割会社の株式については、分割に伴いその一部を消却すること、消却しないことも認められている。

分離独立（Ausgliederung）

分割会社の資産・負債の一部が包括的に吸収会社に移転し、資産・負債の移転の対価として分割会社に吸収会社の株式が交付される。これはいわゆる分社化に該当する。

(2) 分割当事会社における課税の基本的な考え方

分割の場合も合併と同様に、分割の基準日における分割会社及び移転する資産・負債に係る税務貸借対照表を作成しなければならないとされている。原則的にはこの税務貸借対照表はその資産・負債の時価で作成することになる。したがって、吸収会社に移転する分割会社の資産・負債の譲渡益（キャピタル・ゲイン）に対する課税が、分割会社においてなされることになる。しかし、以下に示す一定の要件を満たす場合には、税務貸借対照表を帳簿価額で作成することができるとされており、この場合には、分割会社におけるキャピタル・ゲイン課税は吸収会社に繰り延べられることになる。なお、時価が帳簿価額を下回るときは、分割会社において評価減を行い、評価減後の価額をもって吸収会社に移転される。分割会社の評価減の額は損金算入が可能とされている（ただし、市場価値の一時的な下落の場合を除く。）。

《課税繰延要件》

独立事業単位（Teilbetrieb）要件

これは分割によって移転する資産・負債は独立事業単位を構成するものでなければならないとするものである。独立事業単位とは、「組織的に独立したものとして区分できる事業」をいい、独立の帳簿をもつ必要はないが、単に理論的に事業単位に分割可能であるだけでは十分ではないといわれる。したがって、分割により営業の全部又は一部が譲渡され、その営業に帰属するすべての資産・負債が分離され、更に当然に従業員の移動も行われ、そのビジネスが引き継がれることになる。これは組織再編行為と分割に名を借りた単なる資産の譲渡行為との峻別に配慮した要件といえる。

株式以外の金銭等の交付がないこと

金銭等を交付した場合には、税務貸借対照表を帳簿価額で作成することができず、分割会社において、キャピタル・ゲイン課税がなされる。

吸収会社が分割会社における帳簿価額を移転資産・負債の取得価額とする

これは分割会社においてその帳簿価額で作成された税務貸借対照表の価額をもって吸収会社における資産・負債の受入価額とすることを意味する。その結果、分割により移転した資産・負債の含み益はその後の売却等により、吸収会社において課税されることになる。

投資継続要件

これは上記の会社分割の種類のうち「存続分割」と「分離独立」において求められる要件で、分割後5年以内に分割により交付された株式の20%超が譲渡されるときは、分割の日に遡って分割により時価で譲渡があったものとされるというものである。また、これに関連して20%超の株式の譲渡があった場合には、税務当局に報告義務があるとされている。

事業継続要件

この要件は、吸収会社は、分割後5年間、分割により移転した事業を継続しなければならないとするものである。

(3) 分割当事会社における課税のその他の取扱い

合併と同様に分割会社の剰余金のうち一定額を、吸収会社に引き継ぐことができる

とされている。分割会社の税務上の繰越欠損金についても、吸収会社が事業継続要件を満たす場合に限り、一定額を引き継ぐことができる。ただし、会社分割の類型のうち「分離独立」（分社化）の場合は引き継ぐことはできない。なお、分割の結果、資本金が最低資本金を下回る場合には、最低資本金の額まで資本を増加させることが必要となる。

(4) 分割会社の株主における課税

分割の結果、分割会社の株主がその対価として吸収会社の株式の交付を受ける部分については課税が繰り延べられるが、金銭等で対価の交付を受ける部分については課税が繰り延べられない。

フランスにおける合併と会社分割の制度

1．合併に係る税制

(1) 合併の形態

合併の形態としては、我が国と同様に新設合併と吸収合併の形態がある。

(2) 合併に係る税制の基本的な考え方

合併においては、帳簿価額の引継要件等を満たす場合には、法人側及び株主側とも課税が行われない。

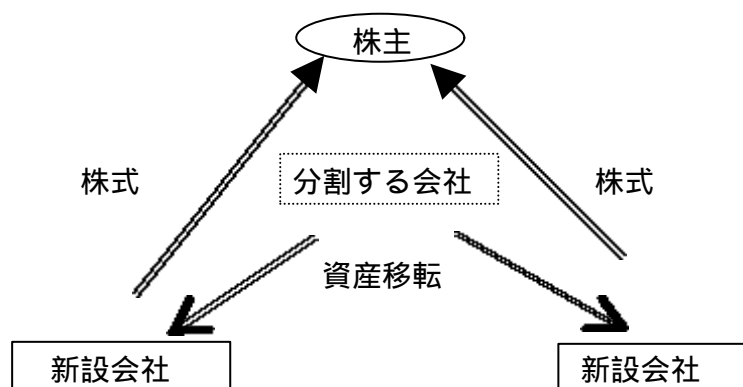
2．会社分割に係る税制

(1) 会社分割の形態

フランスにおいては、分割の基本型としては次の形態がある。

消滅分割（scission）

分割する会社の資産・負債の全部を複数の承継する会社（新設会社又は既存会社）に移転し、分割する会社は解散する。分割する会社の株主に承継する会社の株式が交付される。結果として我が国の分割型の会社分割と同様になる（下図参照）。



資産一部出資(apport partiel d'actif)

分割する会社が資産の一部（個々の資産の場合と、ある組織的営業の場合がある）を承継する会社に移転し、承継する会社の株式の交付を受ける。我が国の会社分割の分社型に相当する。交付を受けた株式を分割する会社の株主に分配すれば我が国の分割型と同様になる。

(2) 原則的税務処理

消滅分割

分割する会社に対し、解散となる年度の通常の利益、キャピタル・ゲイン及び不要となった引当金の取崩し益に対する課税がなされる。株主に対しては、出資額を超過する分について配当金課税がなされる。

資産一部出資

分割する会社に対し、キャピタル・ゲイン及び不要となった引当金の取崩し益に対する課税がなされる。株主株式を分配した場合には、出資額を超過する分について配当金課税がなされる。

(3) 課税の特例

事前承認

フランス大蔵省の承認を受ければ、課税の繰延べが認められる。この場合には、経済的合理性、株主の変動のないことが求められる。

消滅分割

複数の独立事業（部門）を営む会社が消滅分割の場合は、次の要件を満たせば事前承認を受けなくても課税の繰延べが認められる。

課税繰延要件

ア．承継する会社が独立事業を受け入れる。

イ．分割する会社の株主が按分型で株式の分配を受け、その株式を３年以上保有する。

資産一部出資

この場合にも次の要件を満たせば、事前承認を受けなくても課税の繰延べが認められる。

課税繰延要件

ア．承継する会社が独立事業を受け入れる。

イ．分割する会社が交付された株式を３年以上保有する。

ウ．株式を売却するとき、売却益は分割時に承継された資産の簿価を基準とする。

分割する会社が、その株主に交付を受けた株式を、分割の日以後１年以内に分配した場合も課税の繰延措置を受けられるが、株主が３年以上株式の保有を継続する必要がある。なお、大株主（２５％所有）は課税の対象とされる。

承継する会社の処理

分割する会社が課税の繰延措置を受けるためには次の要件を満たすことが必要である。

課税繰延要件

ア．固定資産以外の資産を帳簿価額で受け入れる。ただし、分割する会社が利益を計上した場合には、その額を加算できる。

イ．引当金は引き継ぐ必要がある

ウ．課税の繰延べがなされた償却資産の繰延利益を一定期間で利益計上する。ただし、資産を時価で計上することが認められているので、償却費が分割前の金

額より多くなるので結果的に相殺されることとなる。

エ．長期保有資産は、譲渡益を計上し低率の課税を受けた場合のほうが有利となることがある。

オ．繰越欠損金は当局の承認がある時に限り認められるので、キャピタル・ゲイン計上し、欠損金と相殺することが有利となることがある。

欠損金の繰越

欠損金の繰越は税務当局の承認が必要となる。

米国における合併と会社分割の制度

1．組織再編法制と組織再編税制

米国では、合併については州法に規定が存在し、税法では組織再編の一形態として規定されている。一方、会社分割については州法や税法に規定があるわけではなく、他の制度の組合せにより実質的に会社分割を行っている。

2．合併に係る税制

(1) 合併の形態

合併の形態としては、我が国と同様に新設合併と吸収合併の形態がある。

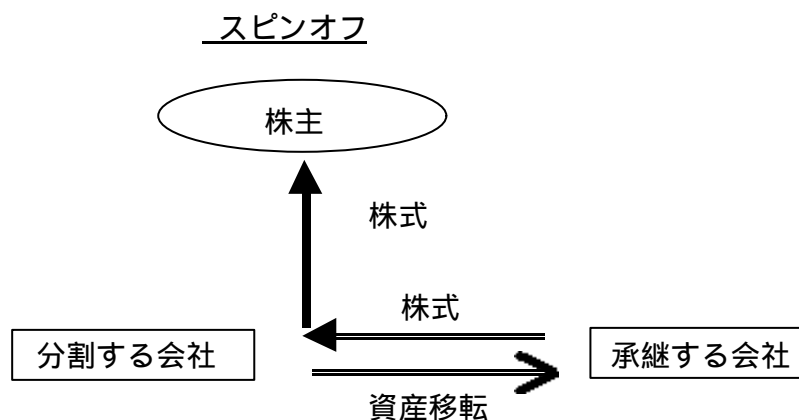
(2) 合併に係る税制の基本的な考え方

内国歳入法第 368 条において、合併も、株式交換や分割型の会社分割と一括して組織再編として定義されている。組織再編は、株主側でみれば法人格が継続している会社の株式の交換と考えられるため原則として課税されず、法人側でも消滅法人の税務上の帳簿価額を引継ぐことにより課税されない。

3．会社分割に係る税制

(1) 会社分割の形態

米国においては、我が国の分社型に相当するものは現物出資として、分割型に相当するものは現物出資後にその対価として取得した株式を株主に分配することによって会社を分割する手法を採用している。後者の場合株主が分割前に所有していた株式の一部を会社に提供するものをスプリット・オフといい、提供が不要なものをスピノフという（下図参照）。



(2) 現物出資（第 351 条）

現物出資が行われると、原則として移転する者（出資者）に対しキャピタル・ゲイン課税がなされる。しかし、次のような要件を満たすものについては課税の繰延べが

認められる（上図の に対応する）。

課税繰延要件

財産移転が株式との交換のみによっている。

財産を移転した者（法人、個人を問わず、複数の者でもいい）が移転の直後、被支配会社（新設法人に限らない）を支配する（株式の 80%以上を所有）。

この形態は、我が国の特定現物出資に類似するが、所有割合が 80%（我が国は 95%）であること、出資者が複数の者でも認められる点などが異なっている。

財産を移転したものが法人（支配法人）の場合に、交換により取得した株式の一部または全部を株主に分配しても、支配法人は後述する株主の要件を満たせば課税の繰延措置を受けられる。したがって、我が国の会社分割の分割型に該当するものに課税の繰延べが認められる余地がある。

(3) 組織再編計画による会社分割（第 368 条）

原則的取扱い

ある会社（分割する会社）が自己の資産の全部又は一部を他の会社（承継する会社）に移転し対価として承継する会社の株式を取得した場合は、分割する会社にキャピタル・ゲイン課税がなされる。また、その株式を分割する会社の株主に分配したときは、株主にキャピタル・ゲイン又は配当課税がなされる。

課税の繰延べ

次のような要件を満たす移転については課税の繰延べが認められる（前掲の図の と の組合せに相当する。この条項は合併など他の組織再編にも適用される）。

課税繰延要件

ア．組織再編計画に基づいていること。

イ．分割直後に分割する会社又はその株主が承継する会社の株式の 80%以上を所有する。

ウ．分配の規定により、承継する会社の株式を分割する会社の株主に分配する。

ただし、この条文を根拠に株主が課税の繰延べを受けられるのは、営業の全部移転の場合に限られる。

(4) 株主の課税（第 355 条）

自己の出資する法人から、その法人が所有する株式の分配を受けた株主は、原則として配当又はキャピタル・ゲインの課税を受ける。

しかし、次のような要件を満たす場合には、課税の繰延べが認められる（前掲の図の に対応するが会社分割に限らず一般的な規定である）。

課税繰延要件

被支配（分配直前に株式を 80%以上所有されている。）法人の株式のみを分配する。

分配が配当の性格を持っていない（按分型が認められないわけではない。）。

支配継続要件

税法上法制化されているわけではないが、次の要件が必要とされている。

分割後も、支配法人の株主の支配が継続していなければならない（必ずしも同率である必要はない。）。

所有しているすべての被支配法人の株式を分配する。

分割する会社の株主は自己の所有する分割する会社の株式を、必ずしも分割する会社に提出する必要はない

計画的なものであっても、なくてもいい（第 368 条では組織再編計画非課税の適用範囲。）。

実質的活動要件

株式分配の直後、支配法人及び被支配法人とも実質的事業活動を行うこと（支配法人が株式のみを保有していた場合は被支配法人のみ。）。

この実質的事業活動は、株式分配の前 5 年以上継続して営まれていたもので、損益を発生する取引により同様な期間に取得されたものでないものでなければならない。

大株主の除外

株式分配の直後、支配法人又は被支配法人の株式の 50% 以上を特定のものが所有しており、その株式が株式分割の日まで 5 年以内に購入されたものでないこと。

事業目的要件

最高裁の判例により、事業目的があることが必要とされている。反トラスト法の要請、株主間の紛争解決又は株式公開の促進などもこれに含まれる。

(5) 事前承認

課税の繰延制度を利用できるかどうかについて、事前承認制度を利用することもできる。

(6) 欠損金の繰延べ

前述の第 368 条の場合以外は、欠損金の繰延べは認められない。

会計の取組み

企業結合の会計処理方法には、パーチェス法と持分プーリング法がある。国際的には、この二つの方法をめぐって歴史的な議論が展開されてきた。パーチェス法は、企業結合の形態に係わらず一つの企業が他の企業の資産を取得するという観点に立つ。したがって、買収した側の支配企業は、他の企業の資産を取得（パーチェス）したものであるとして、通常取引における資産取得と同様の処理を行う。資産は、適正な市場価額で評価して取得することになる。全体の取得価額が個々の資産価値の合計額を超過する場合には営業権（のれん）を計上する。営業権は支配企業において償却することになる。

持分プーリング法は、企業結合を複数の企業の融合又は合体と解する立場に立つ。したがって、支配企業は存在せず、当事企業が結合前と同じように存続しているものとして処理することになる。当事企業の資産・負債を帳簿価額で結合し、営業権（のれん）の計上は行わない。留保利益はそのまま引継ぎ、結合のあった期間の損益は、その期の損益として計上する。持分プーリング法を採用した方が、結合後の利益を大きく計上できることから、経営者による濫用が問題視されてきた。

（資料 1 参照。）

第5章 会社分割法制の概要と税制の方向

会社分割法制の概要

1. 合併及び会社分割の意義・形態

- (1) 合併は、2以上の会社が法定の手續に従い1社に統合される組織法上の行為であり、合併会社は消滅会社の権利義務を包括的に承継する（商 416 、103）。その結果、消滅会社の負担していた債務についても、債権者の個別の同意を得ることなく合併会社に免責的に承継されることとなる。そして、合併の形態には、吸収合併と新設合併とがある。前者は、当事会社の一つが存続し他の会社が消滅して、存続会社（合併会社）が消滅会社（被合併会社）の財産及び従業員を承継・吸収する態様の合併をいい、後者は、当事会社の全部が消滅して新会社を設立し、この新会社が消滅会社の財産及び従業員を承継・収容する態様の合併をいう。実務上は、当事会社の許認可の継続、株式の上場の再手續、株券発行費用及び登録免許税の負担増の関係等から、吸収合併の形態を採ることが一般であり、新設合併はあまり見られない。
- (2) 一方、会社分割は、会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる組織法上の行為とされる。会社分割の形態としては、分割する会社（分割会社）の営業を承継する会社が分割により新たに設立される会社（新設会社）である新設分割（商 373）と既存の他の会社（承継会社）である吸収分割（商 374 の16）とがある。そして、それぞれについて、分割に際して発行する株式の割当先を分割会社とする物的分割（分社型分割）とこれを分割会社の株主とする人的分割（分割型分割）とが規定されている（商 374 二、374 の17 二）。

新設分割は、複数の事業部門を有する会社が、各事業部門を独立した会社とすることにより、経営の効率性を向上させるため等に利用され、吸収分割は、持株会社の下にある複数の子会社の重複する営業部門を各子会社に集中させることにより組織の再編成を実現するため等に利用されることが期待できるものである。また、物的分割は、これまで営業の現物出資等により行われていた、いわゆる分社の手續を効率化するために利用され、人的分割は、持株会社の下にある子会社を事業部門別に再編成したり、複数の事業部門を独立した会社にするために利用されることが期待される（原田晃治「会社分割法制の創設について（上）」（商事法務 No.1563））。

なお、改正法は、会社分割の効果として、合併の場合と同様、分割会社の権利義務の包括継承を定めている。すなわち、新設会社又は承継会社は、分割計画書又は分割契約書の定めるところにより、分割会社の権利義務を包括的に承継することとしている（商 374 の10 、374 の26 ）。

2. 合併と会社分割の類似性

合併は企業結合の一形態であり、会社分割は文字どおり会社の分割による営業の承継であるから、一見、正反対の行為に見えるが、経済実体から見ると、かなり似かよった側面を有しており、手續の上では両者ともに企業組織再編成の一環として類似した手續により再編が行われる。今回の会社分割法制は、合併手續に類似した手續として整備されている。例えば、吸収分割の手續は、吸収合併の手續に類似し、合併の場合の合併契約書（商 408 ）に対応するものとして当事者間で分割契約書を作成し、合併契約書と

同様、特別決議による株主総会の承認を受けなければならない（商 274 の 17 、 ）ものとされている。

また、分割型の吸収分割と合併では、法的な仕組みは異なるものの、実質的には同一の効果を発生させることができる。特に、分割型の吸収分割で、承継会社が分割会社の営業の全部を承継する場合には、分割会社は、純粹持株会社となるときを除き解散し消滅することとなるので、吸収合併とほとんど同一となる。さらに、会社が共同して分割により会社を設立し、これに分割会社の権利義務の全部を承継させる新設分割は、新設合併とほとんど同一となる。

このように、同じ効果を発生させる取引に対して異なる課税を行うこととすれば、租税回避の温床を作りかねないので、現行の合併税制を見直し、分割税制と整合的な考え方に基づいて整備する必要がある。

なお、現行の合併に関する税務上の取扱いを一覧表にして示せば、資料 2 のとおりである。

組織再編成に係る税制のあるべき方向性 - 基本的な考え方 -

1 . 会計慣行との関連性

公開企業における企業会計は、投資者に対する投資情報の開示が重要であり、投資者の投資額とその活用結果である経営成績とを開示するものでなければならないものとされ、個別企業の経営成績よりも企業グループの経営成績が重視されている。他方、商法に基づく決算は、債権者保護が大きな目的であり、資本充実の原則、時価以下主義等により、強い法規制の下に置かれ、個別企業の経営成績を重視する考え方となっている。このため、この企業会計に基づく財務諸表と商法規定に基づく決算書類との間において差異が生じている。

特に、近時において会計基準の内容が著しく変更され、又は変更される予定のものが多く、例えば、連結財務諸表に関するもの、金融商品に関するもの、固定資産の減損会計に関するもの、組織再編成に関するもの等がある。

すなわち、連結財務諸表においては、グループ内の譲渡に係る損益につき、これを消去したものをもち、その経営成績とすることとされている。また、金融商品に関する会計基準及び固定資産の減損会計では、貸借対照表に記載すべき金額は、原則として、時価によるものとして、含み損益の未計上を排除する方向にある。

さらに、合併、分割等の組織再編成に伴う資産・負債の移転については、いわゆる支配関係の連続性の有無を、その受入資産・負債につき従前の帳簿価額の引継ぎを行わせるか否かの判定基準としようとしている。つまり、連結財務諸表制度を前提とし、同一グループ内の組織再編成については経営資源の変化はないものとし、他の企業グループから営業を取得した場合には、その取得方法を問わず、その取得した資産・負債につき時価による売買としての処理を行うことにより、その投資額と経営資源の増加に伴う経営成績との関連を明確にすることとしている。

なお、その受入資産・負債につき従前の帳簿価額の引継ぎを行わせる場合に、欧米においては、その移転前において、当該資産・負債の含み損失を実現させる会計処理をすべきとする意見もある。

2．税制の中立性等との関連

合併、分割等の組織再編成は、通常、営業の移転を前提としており、資産・負債の移転を伴うこととなるが、譲渡損益に関する税務上の考え方は、商法の考え方と同様に、個別企業を重視したものであり、組織再編成に伴う営業の移転に際しても譲渡損益が発生し、課税関係が生ずるものとしている。

しかし、税制が企業の経済活動を促進し、又は抑制することは原則として適当でないとする税制の中立性が求められているが、この譲渡損益に係る課税は組織再編成の妨げになる恐れがある。したがって、この資産・負債の移転に伴う課税関係を発生させない方策を求め、さらに、近時の会計慣行を阻害しないものとしなければならない。

また、分割型会社分割の場合の分割会社の株主については、従前の会社の株式が減少し、新会社等の株式が交付されることとなるが、これについては、新旧株式の交換が行われたのみであって、投資は継続していると考えることが適当である場合が多い。したがって、このような場合においては、その株式の移動につき課税することは適当でない。

3．譲渡益課税回避の従来の方とその特徴

(1) 圧縮記帳と譲渡なかりしものの二方法

税務上、資産・負債の譲渡益課税の回避方法としては、圧縮記帳の方法と譲渡がなかったものとする方法の二つがある。前者は法人税法において、後者は所得税法において、採用されてきたものである（このほか特別控除方式もある。この方式は資産の譲渡益のうち一定額の範囲で免税とされるものであるが、資産の収用、個人所有住宅の売却等その適用は特別な場合に制限されているので、本研究報告では詳述を省略する。）。

すなわち、資産・負債の譲渡益に対する課税回避の方法として法人税法において従来から採用されてきた圧縮記帳の方法は、税務上、その移転による譲渡損益の実現を認識するとともに、その譲渡に係る取得資産の帳簿価額につき譲渡益相当額の減額（圧縮記帳）を認め、その減額相当額を損金の額と認識することにより譲渡益と相殺し、課税所得の発生を生ぜしめないものとするものである。しかし、この圧縮記帳の方法は、譲渡所得を免税としたものではなく、取得資産の減価償却費、譲渡損益等を通じて将来において課税するものであり、課税時期を将来に繰り延べるものである。

また、第二の方法は、税務上、資産・負債の譲渡につきその譲渡がなかったものとして所得の発生がないものとし、課税しない方法であるが、この方法においても、その譲渡に係る取得資産の取得価額として譲渡資産の帳簿価額を引き継いで、課税を繰り延べるものである。

この二つの方法は、譲渡した資産の帳簿価額が明確と考えられる法人とそれが不明確の場合が多いと考えられる個人との課税技術上の前提を反映したものであり、基本的には、その内容に差異はないと考えられる。

(2) 譲渡損と圧縮記帳の任意適用

この圧縮記帳制度は、その適用が強制されているものではなく、譲渡益の生ずる場合においても適用しないことができる任意規定となっていることが一つの特徴となっている。また、資産・負債の譲渡に伴い損失となる場合においては、その損失につき圧縮記帳すること（損失の繰延べ）はできない（所得税も譲渡なかりしものとする取

扱いとはなっていないようである。)。つまり、圧縮記帳等は、譲渡益が発生した場合にのみ任意規定として機能し、譲渡損が発生した場合には適用されず、一種の特典規定として位置付けられている。

4．圧縮記帳方式の問題点と改善の方向

(1) 圧縮記帳の問題点

圧縮記帳の規定は譲渡した資産・負債の帳簿価額、譲渡費用及び譲渡価額並びに取得資産の取得価額に基づき、その圧縮記帳できる限度額を算出する計算式を法文化したものとなっている。したがって、圧縮記帳額を具体的に算出する場合はともかく、当該規定の内容は、譲渡が無いものとする規定に比し複雑なものとなっており、理解しにくいといわれ、特に圧縮記帳の会計慣行等のない国々からは、その批判が強いようである。

また、この方式は、最近の我が国の会計慣行とも遊離し、圧縮記帳額の税効果会計による調整等の問題をも含んでいる。

このため、課税の繰延べをすべき事項の検討を含め、その会計処理方法につき、近時の会計慣行にも適合し、国際的にも受け入れられるような規定に改正する必要があると考える。

(2) 資本直入法と税法との関係

時価会計の導入に伴い、いわゆる資本直入法が企業会計において慣行化しつつあるが、これは、一部の有価証券にみられるように、例えば、その時価評価に伴い発生した評価差益につき、税効果会計を適用し、その約 60%相当額を自己資本と表示し、残りの約 40%相当額を繰延税金負債として負債表示するものであり、その評価増減に伴い生じたその差額を損益計算書に記載すべき損益としないところに特徴がある。

しかし、この資本直入法による場合には、繰延税金資産・負債の有効性の有無との関係もあり、貸借対照表に計上された評価差額の総額を正確に把握することが困難な場合も生じ、その開示の観点からは完全なものといえない。また、この評価増額差額は、未実現の利益であり、商法上の配当可能利益を構成しないものと解されている。

税法は、この会計慣行に基づく評価増額差額につき、評価益の益金不算入規定に基づき、課税所得を構成しないものとしており、この点では、企業会計慣行に基づく損益計算書上の利益と課税所得とは一致することとなる。

しかし、この評価差額の資本直入法による財務諸表上の表示方法は、税法との特段の調整を要しない優れた方法と考えることもできるが、税法上、本質的には何ら解決されておらず、その評価益は、土地の評価益の計上額、減価償却費の限度超過額、引当金の限度超過額等の取扱いと差異のないものである。つまり、この資本直入法は、現在採用されている税効果会計により企業会計と税法の差異から生ずる納税額への影響額を開示する方法と大差ないものと考えられる。

5．組織再編税制の基本的問題点

(1) 含み利益の二重的課税の問題

政府税制調査会の基本的考え方によると、税務上の要件を満たした組織再編成（以下、「適格組織再編成」という。）については、被合併会社、分割会社等にはその組織再編成に伴う資産・負債の譲渡につき損益を認識しないこととされ、また、合併会

社・新設会社等については当該譲受け資産・負債の税務上の帳簿価額は従前の帳簿価額を引き継ぐこととされている。

このため、組織再編成に伴い分割会社等と新設会社等との間において、二重的課税の問題が提起されている。すなわち、分割会社等において新設会社等の株式を売却した場合にはその譲渡益に課税され、新設会社等においてはその資産の減価償却費、譲渡損益等を通じて課税されることとなる（新設会社等において生じた所得を配当等として分割会社等に還元した後に新設会社等の株式を売却した場合には、二重的課税の問題は生じないこととなる。）。

他方、税務上の要件を満たしていない組織再編成（以下「非適格組織再編成」という。）の場合には、被合併会社、分割会社等にはその組織再編成に伴う資産・負債の譲渡につき時価による所得を認識することとされているが、新設会社等における当該譲受け資産・負債の税務上の帳簿価額は、それが受入価額（一般に時価と乖離）とされる場合には、二重的課税の問題が生ずることとなる。

したがって、当協会会計制度委員会が取りまとめた「会社分割に関する会計処理（公開草案）」と同様の簿価引継法を税法が取り入れるとしても、この会計処理は連結財務諸表を前提としたものであり、税務上も、同時に連結納税制度を採用することが必要であり、これにより、後述する問題を含め、二重的課税の問題の多くを解決できるものと考ええる。

(2) 含み損失の二重的控除の問題

適格組織再編成に際し資産・負債につき含み損失のある場合には、(1)の場合と同様、分割会社等と新設会社等との間において、その損失につき二重的控除の問題が生ずる場合がある。

(3) 含み損失の発生と現行税制の問題点

いわゆる含み損失は、種々なる原因で発生する。例えば、減価償却資産については償却基礎要素の見積り誤差、陳腐化等による臨時償却要因・評価換え等、土地等については需給関係の変化等、債権債務については金利の動向等により生ずる。

商法は、債権者保護の目的から、評価益の計上を原則として禁止するとともに、時価以下主義を採用し、評価減の計上を認め、又はそれを強制する規定を定めている。また、法人税法の所得計算の根底となっている会計慣行においても、未実現収益の計上は消極に解されており、未実現損失の計上は積極に解されている（特に、後者については、固定資産等に対する減損会計の導入も検討されており、税務上も未実現損失の損金算入を強く求められることとなろう。）。

他方、法人税法では、同法第 22 条の別段の定めとして、資産の評価益については、組織変更等の極く限られた場合を除き、益金不算入とし、その評価損については、その金額が著しく、かつ、一定の要件に該当した場合に、会社が損金経理をすることを条件としてその損金算入を定めている。つまり、商法の強制評価減の規定が適用されるような評価替えにつき損金算入を認めることとし、その他の評価替えに基づく損金算入は認められないこととされている（なお、この結果、税務の執行においては、債権の消滅に伴う貸倒れの取扱いと異なり、固定資産、有価証券等については著しい減損等が生じ、かつ、損金経理があった場合にのみ調査確認を行えばよいこととされ、

課税当局の事務負担が軽減されている。)。

しかし、企業組織の再編成に際しては、税法は、商法及び会計慣行を考慮し、その含み損失のすべてにつき損金算入を認めることとすべきである。

(4) 含み損失と引継ぎ資産の評価換えの必要性

適格組織再編成において未実現損失を実現させない根拠として、営業が継続し、同一性が強いことに加え、商法における企業再編時の引継受入資産の帳簿価額が全体として時価を超えていなければよいとする見解があると言われている。

この商法における見解は、合併、分割等において資本充実の原則を満たす必要があるとするものに過ぎず、資産・負債につき含み損のみがある場合にはその額を直前の帳簿価額から控除し、含み益と含み損とがある場合においてはそれを相殺した金額をもって資本の額とすることを認めているに過ぎない。したがって、商法の時価以下主義の趣旨からは、分割会社に含み益のある資産と含み損のある資産の双方がある場合には、含み損のある資産については受入価額として時価を付し、含み益のある資産については含み損による減額金額の範囲でその増額調整をした価額をもって受入価額とすべきものと考えられる（仮に、従来の帳簿価額のまま引き継ぐこととした場合においては、その受入資産・負債中の含み益のあるもののすべてを売却した場合の配当可能利益にも影響が生じ、問題点が明らかとなろう。)。

しかも、商法上、組織再編成に際して、企業は資産・負債につき時価の検討を行っているはずであり、含み損の額の確認も行われていると考えられる。したがって、この調整に多大な困難を伴うことはないものと考えられる（特に税務上においては、土地等の時価は、路線価（相続税）、固定資産税評価額等から誘導的に算出することも可能であろう。)。

他方、税法の評価損失の損金算入等の規定は、個々の資産につき適用されるものであることは明白であり、資産の種類ごとの合計金額につき適用されるものではない。つまり、税法上は同一の資産グループ内での含み損益を通算した後の金額を前提とした評価損失ではない。したがって、組織再編成時に既に引継受入資産につき発生している含み損失については、税務上は個々の資産・負債ごとにその調整を行うべきである。

このことに関し、平成 13 年度税制改正の大綱（12.12.19 大蔵省）は、持分割合が 50%を超える法人間のみなし共同事業要件を満たさない適格組織再編成の場合に、その後 3 年以内に生じた引継受入資産の譲渡損の損金算入につき制限を加えることとしているが、これは、個々の引継受入資産の帳簿価額につき適正な修正を行うこととしておれば解決できる問題である。すなわち、組織再編成時において従前の帳簿価額を引継ぐ方式を採用するものとしても、少なくとも、含み損のある資産・負債についてはその時価をもってその帳簿価額とし、その含み損の合計額相当額を含み益のある資産・負債に適正に配賦し、帳簿価額を増額する方策を講ずべきである。

(5) 強制適用の問題

従来の圧縮記帳は、納税に直接充てられる資金を得られない交換と考えられるものにつき適用されていた。したがって、譲渡益の生ずることが前提となっている。

他方、政府税制調査会の基本的考え方によれば、適格組織再編成であるか否かによ

りその課税の要否が定まるものとされており、しかも、全体として譲渡損失が発生する場合においても適格組織再編成のときはそれを認めないものとしている。

しかも、組織再編成を巡る租税回避行為については特別規定を設けて対処することとされている。

したがって、譲渡損を巡り、適格組織再編成であるか、租税回避行為であるかにつき、実務上、問題の多発が懸念される。

以上のことから、組織再編成に関する規定の適用は、強制でなく、任意とすべきである。

(6) 資本等の金額との関連

新設分割によって設立する会社の資本は、新会社が分割する会社から承継する純資産額から分割交付金の額を控除した金額を限度とされている。また、吸収分割の場合における増加する資本の限度額も同様である。

したがって、承継する純資産額が重要な要素となるが、適格組織再編成の場合においては、税務上の帳簿価額は分割会社の税務上の帳簿価額とされていることから、税務上の資本の額と商法上のものとの間に相違が生じることが想定される。

他方、税法は、額面超過金等の資本積立金につき、その内容を限定的に法定している。このため、資本の額に係る商法と税法との差異は、原則として、資本の金額の差異として生じる。つまり、商法上の資本の額に比し、税法上の金額が過大若しくは過小となることが、多々生ずることとなる。

この場合において、当該会社が減資による金銭の交付、残余財産の分配等をしたときは、商法上の決算書に記載されている資本金と税法上の資本の金額との差異が一般株主に開示されていないことから、その差異が当該会社の株主の課税関係に影響を与えるものの、その影響を一般株主において予測することは困難であり、経済的混乱を与える恐れがある。したがって、商法上の決算書等に、注記等の方法によりその差異を開示することを検討すべきである。

6. 株主の課税及び清算所得課税関係

既に「2. 税制の中立性等との関連」でも述べたが、分割型会社分割に伴い分割会社の株主においては、従前の株式につき又はそれと交換により新株が交付されることとなるが、従前の株式につき価値の減少又は消滅が生ずることとなり、金銭等の交付金額を除き、原則として新旧株式の全体としての価値には変動はない。しかも、その原因が企業組織の再編成であり、株主の未実現損益につき実現があったと考えることが社会通念と一致するとは到底考えられない。したがって、会社分割後の旧株及び新株の取得価額は、分割会社と新設会社等との一株当たりの純資産額等を参考として調整する必要があると考えられるが、基本的には、従前の株式の帳簿価額を引き継ぐべきである。

なお、政府税制調査会の基本的考え方では、合併、分割等の組織再編成に伴い被合併法人、分割会社等の株主が株式とともに金銭その他の資産を取得する場合には、当該株主の消滅した株式につき、その取得した株式を含め時価による譲渡課税を行うこととされている。しかし、例えば、合併においては合併比率の調整のための合併交付金として現金の交付等が行われることがある(100%子会社間の合併においては、その交付の必要性はない。また、その交付を回避するため、事前の増減資により調整することもある。)。

したがって、合併交付金として金銭等の交付があった場合にはすべて課税対象とすることは、経済的妥当性を否定することとなり、適当でない。

他方、政府税制調査会の基本的考え方では、合併が非適格組織再編成の場合には、被合併法人ですべての資産・負債につき時価による譲渡があったものとして課税されることがとされている。しかも、この課税は、通常の各事業年度における所得として行われるものと考えられるが、その所得に対する事業税の損金算入、還付税金等の益金不算入等の調整問題が生じる。また、この事業税の損金算入を合併法人において行うこととした場合には、合併比率の算定に際し、その調整等を要することとなる。さらに、事後において非適格組織再編成とされた場合には、合併当事者間、特に合併法人の従来からの株主と被合併法人の株主との間の利害関係につき、また、その株式を合併後に譲渡した場合における譲渡価額の妥当性（税の追徴による純資産の減少）等につき混乱が生じる恐れがある。

したがって、合併につきその適格、非適格の判定基準を詳細かつ明確に定める必要がある。このことは、組織再編成に共通する事項であり、十分なる検討を要するものである。

7．繰越欠損金の引継問題

繰越欠損金については、政府税制調査会の基本的考え方では合併の場合は租税回避行為の防止措置を講じた上、引き継ぐことが適当であるとしており、分割型の会社分割については、移転する事業に係る繰越欠損金の計算の困難性を考慮して、実務的に慎重な検討が必要であるとしている。

分割型の分割について引継ぎを認めないとすると、次のようなスキームが考えられる。すなわち、分割会社が欠損会社の場合、黒字部門は残して不採算部門を分割で切り離し、分割後に黒字部門から出る利益と繰越欠損金とを相殺する。一方分割部門は不採算部門だから再び欠損金が発生するが、これは5年間の繰越期間内に処理を検討する。

こうした点を考えれば、合理的にセグメント別計算をしている場合等は、分割事業部門に帰属する繰越欠損金は引継ぎを認めるべきである。

しかし、適格組織再編成の場合には、税務上は、営業の同一性が強く認識され、資産・負債につき従前の帳簿価額を引き継ぐことが予定されているが、この場合には、税務上の繰越欠損金の控除については、特段の規定によりその引継ぎが認められるというよりも納税者の当然の権利としてその引継ぎが認められると解すべきものであり、その制限については特に限定的とすべきものであることはいうまでもない。

譲渡損益繰延要件の検討

政府税制調査会の基本的考え方によれば、移転資産の譲渡損益計上の繰延べを認める類型として、企業グループ内の組織再編成と共同事業を行うための組織再編成の二つの類型が示されている。

そして、企業の行う組織再編成がこれらの類型に該当するかどうかの要件がそれぞれの類型ごとに示されている。ここでは、それらの要件の根拠や内容の妥当性について、主に担税力という観点からの検討を加えてみたい。

1．譲渡損益の繰延べ

そもそも資産の移転に伴って生じる譲渡益に対して課税が行われるのは、資産の譲渡によって譲渡した側が得た譲渡対価に担税力が生じているからであり、また譲渡時に課税しなければ課税の機会が失われるという理由からである。

合併、分割、現物出資などに伴う譲渡益に対して課税が行われるべきでないという主張は、これとは裏返しの理由によっている。すなわち、合併、分割、現物出資などによって資産を譲渡した側が得る対価は通常は株式であるため、担税力が乏しいということがある。また、譲渡資産の移転先に帳簿価額を引き継がせることで、課税の機会を確保しておくことができるからでもある。

ところで、資産の移転に伴って生じるのは譲渡益ばかりではない。譲渡損も近時においては珍しくなくなっている。この譲渡損が課税所得から控除されるのは、一つには譲渡した側の担税力の減少が見られるからである。もう一つは、その減少した担税力を資産の移転先に転嫁することができるからでもある。この場合の課税機会は資産の移転先に移っただけで決して失われてはいない。

それでは、合併、分割、現物出資に伴う譲渡損の計上はどう考えるべきだろうか。譲渡益の計上繰延べを認めることと均衡を保って、譲渡損の計上も見合わせるという考え方がありようである。しかし、譲渡益の方に課税をしないのは、担税力の増加があるのに課税をしないというのではなく、担税力の増加が乏しいと認めてのことである。したがって、明らかに担税力の減少が見られる譲渡損が生じた場合、その計上を認めても課税機会が失われるものでないから、譲渡益に対する課税は留保したとしても譲渡損の計上は認めるべきであろうと考える。

2．企業再編と企業買収

政府税制調査会の基本的考え方では、「移転資産に対する支配の継続があるかどうか」に着目したと述べている。これは誤解を恐れずに言い換えれば、「企業買収に相当するものであるかどうか」ということであろう。移転資産に対する支配の継続が途絶えたものは、すなわち企業買収に相当する。企業買収に相当する以上は、それなりの対価が支払われ担税力が生じているはずであるから課税適状にあると考えている。

しかし企業買収に相当しなければ課税を繰延べて資産等を簿価のまま引き継がせるしかない。「企業買収に相当しない」ケースとして提示されているのは、グループ内の事業の移転という枠組みと、複数の企業が共同事業を行うための事業の移転という枠組みである。ということは、それ以外の合併、分割、現物出資は一応企業買収に相当するものとして取り扱われることになる。

担税力の観点からすれば、この二つの枠組みをはずれた組織再編成に対して、一律に課税が行われることが適当であるかどうかの問題がある。しかしながら、政府税制調査会は、担税力という旧来の判断基準を離れて、「移転資産に対する支配の継続」という考え方を採っている。この考え方を採ったことが果たして適切であったかどうかについては、現実の経済界の動きを含め、今後の検証を待つことになるう。

3．移転資産の対価

企業買収に相当しないものとして、グループ内移転と共同事業という二つの枠組みが用意されているが、移転資産の対価としては全額株式であることが求められている。これは、株式以外の資産が対価として交付されることで、企業買収や資産売買の要素が混

入することを排除する趣旨であろうが、あまりに弾力性を欠いているため、早急に見直すことが必要になろう。

4．事業の移転

グループ内移転と共同事業という枠組みは、どちらであっても、独立事業単位の移転であることと、移転後も事業が継続して行われることが要求されている。独立事業単位とは、資産の移転が有機的に一体として機能する一まとまりの単位、すなわち独立して事業が営める工場とか支店等の単位で移転することを求めるものである。これは、まとまりを持たない個別資産の移転は含められていないことを示している。また、継続事業要件は、独立事業要件を補強しつつ、移転後に事業を廃止して資産を処分することに一定の規制が行われることを示している。

ただし、現物出資によって 100%子会社を設立するようなケースについてだけは、個別資産の移転であっても認められることとなる。

なお、独立事業単位を形式的、具体的に規定することには困難が予想されるため、税務当局の裁量の余地が及ぶことになるのではないかという懸念が大きい。

5．共同事業の要件

政府税制調査会の基本的考え方では、共同事業の類型は、「移転資産に対する支配の継続」という考え方の範疇にあるとしながらも、現実の組織再編成のニーズや実態に配慮して設けられたものと説明されている。したがって、その組織再編成が企業買収でなく、当事企業の共同事業の実態を十分に備えているかどうか、といった観点から要件が検討されることになる。

まず、共同事業に該当することの要件として、事業が相互に関連性を有するものであること、事業の規模が著しく異ならないこと、従業員の相当数が引き継がれることが総合的に判断されるとされている。これは、共同事業を行うことに合理性があるかどうかの判断であろう。

また、移転資産に対する支配が継続していることの要件として株式の継続保有が挙げられている。これは共同事業であることを事後的に裏付けるものであろう。なお、企業グループ内の移転に、株式保有要件が挙げられていないのは、企業グループに属することが既に株式の継続保有要件に該当するものだからであろう。

分割税制に係る租税回避の防止について

1．租税回避の定義

租税回避とは単なる税金逃れを意味する言葉ではない。一般的に租税回避行為とは、

- (1) 行為自体は法律上有効であること。
- (2) その行為自体は仮装のものでなく、法形式と一致する経済的実態を有すること。
- (3) 通常では見受けられない法形式が採用されていること。
- (4) その行為の真の目的は租税負担の軽減以外にはあり得ないこと。

等の性格を併せ有する法律行為をいうものと解されている。すなわち、その行為は仮装や隠ぺいには該当せず、実体どおりの法形式を踏んでいるが、通常では考えられない行為であり、結局は表面に現れている法律効果が真の目的ではなく、本当の狙いは税の軽減にあるのである。

2．なぜ分割税制が租税回避に利用されやすいのか

我が国の経済の再生には企業の再編成は何よりの急務であるが、分割や合併は資産の移転を伴うため譲渡益課税の対象となり税額が発生するのが通常である。この税コストを企業が負担することは企業再編成のブレーキとなる。そこで、分割税制は、企業グループ内の組織再編成、共同事業を行うための組織再編成、の二つを対象に一定の要件に適合すれば課税の繰延べをすることにしている。

そこで、企業組織再編成に名を借りるが、真の狙いは税コストを負担せず、資産の移転を図るもの（例えば、親子や同族関係者への財産の贈与等）あるいは、黒字を圧縮して税負担を免れるために、分割や合併を利用（例えば、繰越欠損金の引継ぎ）する動きが想定される。

3．損益取引と資本取引とが混在する分割と合併

従来の企業分割に利用されていた現物出資や営業譲渡は資産の移転と解されており、時価相当額で資産の譲渡がされた前提で税法が適用されるので租税回避の余地が少なかった。ただ、合併の場合は評価益を計上せずに簿価引継ぎを行えば、原則として課税が行われなかったため、含み益を有する被合併法人を簿価引継ぎで合併することにより租税回避の効果を挙げていた例は多かったと思われる。また、これまでの合併と同様に今回の会社分割は新設法人または承継法人の株式を分割会社の株主に交付する形を採るので（分割型の場合）、分割された資産と交付株式との間の関係が複雑となり、その間の間隙をぬっての租税回避行為が発生する恐れがある。

4．分割手段の濫用

企業は複合的事業体であるから、大別すると黒字部門、赤字部門更に中間採算部門を有する。この三者をトータルして最終的な利益を算出するのであるが、分割税制を巧みに利用すれば、この三者の組合せによっては利益の圧縮が可能となる。吸収分割の場合、課税の繰延べを利用しながら、承継会社の黒字部門を移行してしまうことを親族間の財産の移転に利用することも可能であろう。例えば、吸収会社の株主が子供である場合は、相続税、贈与税の租税回避行為に分割税制が利用できることになる。こうした濫用を防ぐには、課税の繰延べの要件を厳しくすることが考えられるが、反面、組織再編成という本来の目的を阻害する恐れがある。そこで、包括的な租税回避防止規定を設けるか否かの問題が出てくる。

5．包括的租税回避行為防止規定は必要か

租税回避行為は、脱税行為のように不正の行為ではなく私法上有効な行為である。節税とは人間誰もが有する当然の思考方法であり、特に不法な行為ではない。ただし、極端な租税回避行為を放置すれば税制本来の目的が阻害されてしまう。これについて二つの考え方が存在する。一つは、課税要件明確主義の立場から、租税回避行為を否認するためには、その行為に限定した明確な否認規定の存在が必要であるという考え方である。それに対して、あらゆる行為を規定してあらかじめ否認規定を設けておくことは不可能であるから、包括的な否認規定をおくことによりカバーすべきであるという考え方である。本来は、明確な否認規定をおくことが望ましいが、今回の分割税制が企業組織再編成のためある程度、税の面での妥協が行われている実態を考えると、これに便乗した租税回避の行動が予想できるので、包括的な否認規定を置くことはやむを得ないと考え

られる。この場合に配慮しなければならないことは、どういう事実が存在する場合に解釈上、これを否認できるかという点である。すなわち、その行為が適法であるが、その行為が著しく不自然、不合理であり、租税の軽減以外に目的は考えられない状況等を否認の要件にすべきである。

第6章 むすび

企業組織再編税制の問題は、端的に二つの要請のバランスの取り方に集約できる。一つは企業行動に対する税制の中立性、言い換えれば経済合理性を求める企業行動を税制が阻害しないようにすることである。もう一つは、課税の公平性の観点から、課税の繰延べに適切な要件を設けるとともに、租税回避行為に歯止めをかけることである。これに関連して、更にもう一つの要請を付け加えるとすれば、制度の簡素化、すなわち課税繰延べの制限や租税回避行為の防止のために複雑な規定を設けないことが挙げられる。

本研究報告では、政府税制調査会の基本的考え方に示されている企業組織再編税制に対していくつか問題点があることを指摘した。公表されている資料によれば一定の要件を満たす組織再編成に対しては課税が繰り延べられることとなっているが、基本的に企業が課税を免れるためだけにあまりに長期間拘束される要件は、経済合理性の観点から企業行動を歪んだものにしかねないため慎重な検討が必要になるだろう。

次に制度の簡素化であるが、制度を複雑にしない方法については、確定決算主義の永い歴史が物語るように、会計と税制をうまく組み合わせることにより、簡明にして安定性を担保できる課税所得計算の利点を我が国は永く享受してきた。企業組織再編において税と会計の乖離の問題が生じたとしても、我が国は最後まで税と会計の調整を図る方向を断念すべきではないだろう。

欧米では既に広く企業組織再編制度が実施され、今回の我が国の税制、会計の制度導入に当たっても、これらを取り入れる部分は多かったものの、欧米の企業組織再編制度も問題が多いことはよく知られている。我が国の税制、会計も欧米の基準に同調するだけでなく理論的にこれを凌駕することを求めたい。税制においても、会計においても、特効薬と呼べるようなものはなく、世界中が混沌の中であって、手探りで少しでも確かな方法を求めているのである。

< 参 考 資 料 >

- ・ 資料 1 米国等における企業結合会計の概要(平成 12 年 6 月 2 日開催政府税制調査会
法人課税小委員会 公認会計士 小島 昇 説明資料)
- ・ 資料 2 合併に関する税務上の取扱い一覧表(日本公認会計士協会租税調査会 - 企業
再編税制検討専門部会作成)
- ・ 資料 3 平成 13 年度税制改正の大綱<抜粋>(大蔵省、平成 12 年 12 月 19 日)
- ・ 資料 4 企業組織再編(合併・分割・現物出資)税制の概要((社)経済団体連合会
作成)

米国等における企業結合会計の概要

米 国		国際会計基準	G4 + 1
ABP16 号 (1970 年) (注 1)	FASB 公開草案 (1999 年) (注 5)	IAS22 号 (最終改正 1998 年) (注 6)	勧告書 (1998 年) (注 9)
企業結合 (株式の取得による子会社化、合併、営業譲渡) については、パーチェス法 (注 2) を適用。 12 の識別基準 (注 3) のすべてを満たす企業結合については、持分プーリング法 (注 4) を適用。 なお、次のようなものは「企業結合」には該当せず、資産の移転は帳簿価額により行うものとされている。 会社がその純資産を、自ら新設した会社に移転する場合 共通支配下の複数営業体 (親会社や子会社同士) の間で行われる純資産の移転や株式の交換	企業結合については、パーチェス法のみを適用。 同 左	企業を「取得」(注 7) したもののについては、パーチェス法を適用。 「持分の結合」(注 8) のときは、持分プーリング法を適用。	企業結合については、パーチェス法のみを適用。

(注1) APB：会計原則審議会 (accounting Principles Board)

(注2) パーチェス法とは、一方の企業が他方の企業を取得したと考える会計処理。取得企業は被取得企業の資産及び負債を時価で計上する。

(注3) 識別基準は、次のとおり

当事会社が独立した会社 (2年間)

当事会社間投資が10%以下

単一の取引あるいは1年以内の完了

実質上すべての議決権普通株式交換 (90%ミニマムルール)

結合計画開始前2年から結合完了日までに、議決権付普通株式の持分を変動させない

結合計画開始から完了日までの自己株式取得の制限

個々の普通株主間の持分比率が変化しない

議決権の行使が制限されない

結合計画完了日の計画内容の確定

結合存続会社は交付株式の償還、再取得に同意しない

結合存続会社が旧株主の利益になる財務契約を結ばない

結合存続会社は結合後2以内に、重要な取得試案を処分する計画を持たない

(注4) 持分プーリング法とは、結合当事会社の所有主持分の結合取引が行われたと考える会計処理。結合当事会社の資産及び負債は、結合後の会社に帳簿価格で引き継がれる。

(注5) FASB：財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)

(注6) IAS：国際会計基準 (International Accounting Standard)

(注7) 「取得」とは、ある企業 (取得企業) が、資産の引渡、負債の引受もしくは株式の発行との交換により、他の企業 (被取得企業) の純資産や経営に対する支配を獲得することとなる企業結合をいう。

(注8) 「持分の結合」とは、結合当事企業の株主同士が、いずれの結合当事企業も取得企業として識別できないように、結合存続企業体のリスクや便益を引き続き相互に共有することを達成するため、各々の純資産や経営に対する支配のすべてもしくは事実上のすべてを獲得することとなる企業結合をいう。

(注9) G4+1とは、米、英、カナダ、オーストラリア (G4) の会計基準設定主体と IASC (国際会計基準委員会) (+1) からなる非公式の集まりである。(その後ニュージーランドも加わっている)。1998年に公表された勧告書は各加盟主体における企業結合会計の検討について、そのアプローチを提案・勧告するものであるが、強制力を持つものではない。

企業結合会計をめぐる動向

米 国		国際会計基準		G4+ 1		日 本	
1970 年	ABP16 号 「企業結合」公表 (持分プーリング法又は パース法)	1983 年	IAS22 号 「企業結合」公表 (持分プーリング法又は パース法)				
		1993 年	一部改正				
1996 年	全面見直し作業開始 (FASB)	1996 年	一部改正				
		1998 年	一部改正	1998 年	勧告書公表 (パース法のみ)		
		同年	全面見直し作業開始				
1999 年	公開草案「企業結合と 無形資産」公表 (FASB) (パース法のみ)						
						2000 年	「企業結合会計」の検 討開始 (企業会計審議会)

参 考

プーリング会計の萌芽と普及

1950 年の ARB40 の発表以前の会計実務の状況については、ARS 5 の第 3 章で説明されている。それによると、株式を対価とする合併は、取得した純資産の公正価値評価と資本の増加によって認識・測定するパーチェス法によって処理されるのが常識であった。その理由は、新設合併の場合の「利益剰余金をもつての会社スタートはない」という原則、および、吸収合併の場合の「現金等を対価とする純資産の取得」との類似性、つまり取得時の公正価値を反映する「取得現価の意義」にある。

ところが、1920 年代の初期、このようなパーチェス法と対立するような会計処理、すなわち、新設合併における 留保利益の引継ぎと、純資産の帳簿価額での引継ぎという会計処理（これを「プーリング会計」という）が例外的に存在していた。プーリング会計は、共通の親会社をもつ子会社同士の合併のような、実質がなんら変化せず、単なる法形式の変更であるような合併にのみ認められるものである。つまり、営業活動が変化せず、株主持分も基本的に同じであるので、当事会社の利益剰余金の引継ぎを認めず新会社の資産を新しい価値評価によって計上することは疑問と考えられたからである。

ところが、実業界では、一旦このような会計処理が存在することが認識されると、会計主体である会社・経営者は自己の便宜のため、本来その会計処理がもっていた意義と掛け離れて、その会計処理を実行する傾向がある。1940 年代中頃までには、以前に関係のある会社同士の合併ではなく、第三者間取引の存在が予想されるような合併にまで、このプーリング会計が行われるようになった。その理由は、持分プーリング法はパーチェス法と比較して、結合後の報告利益を大きく計上できることから、経営者にとって企業結合後の業績が良く見えるからである。

そこで、このようなプーリング会計拡大実務に対して、例えば 1943 年の会計士ハンドブックでは、「合併以前の会社の帳簿上の利益剰余金の金額を合併後の会社の勘定に引き継ぐことは、『新会社の創出は新会社の出発として扱うべし』という一般ルールに抵触する。新会社は、資産と以前からある権利関係等を取得したものであり、その資本金や剰余金を取得したのではない。したがって、総対価は払込資本となるものである。営業実態および会社と投資家との関係が継続するような、単なる形式の変更の場合のみ、帳簿上の古い利益剰余金の新会社への引継ぎが擁護される」と注意している。（『企業結合会計をめぐる論点』（財団法人企業財務制度研究会）より抜粋）

● 合併に関する税務上の取扱い一覧表

(1) 合併差益金（法 2 十九）

$$\frac{\text{純資産の受入価額}}{\text{時価以下主義}} - \left[\frac{\text{合併増加資本}}{\text{(合併交付株式)}} + \frac{\text{合併交付金等}}{\text{}} \right]$$

↓
時価以下主義

(合併差益の課否区分)

受入資産の評価益（令 9 二）→ 合併法人で課税

$$\left[\begin{array}{l} \text{(イ) 合併法人の純資} \\ \text{産の受入価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ロ) 被合併法人の} \\ \text{純資産の簿価} \end{array} \right] = \text{受入資産の} \begin{array}{l} \text{評価益} \\ \text{の} \end{array}$$

（注）(イ) (ロ)のときは、受入資産の評価益は生じない。

合併減資益（令 9 ）→ 合併法人の資本積立金（法 2 十七へ）

$$\left[\begin{array}{l} \text{合併による} \\ \text{増加資本金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{合併交付} \\ \text{金等(注)} \end{array} \right] - \frac{\text{被合併法人の}}{\text{合併時の資本金}} = \text{合併減資益}$$

↓
合併交付株式

（注）被合併法人の最後年度の利益の配当を除く。

被合併法人の資本積立金 → 合併法人の資本積立金（法 2 十七へ）

被合併法人の利益積立金 → 合併法人の利益積立金 ... 非課税（法 27）

(2) 合併による清算所得（法 112）

$$\text{合併交付株式及び金銭等の合計額(注)} - \left[\begin{array}{l} \text{被合併法人の} \\ \text{合併時の資本金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{同資本} \\ \text{積立金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{同利益} \\ \text{積立金} \end{array} \right] = \text{清算所得の金額}$$

↓ ↓
合併法人に引き継がれたものは控除（法 112 ）

（注）合併交付様式は額面金額による（法 112 ）。また、被合併法人の最後年度の利益の配当は、合併交付金に含まれない（令 170 の 2 ）。

(3) 合併によるみなし配当

法人株主の場合（法 24 四）

$$\left. \begin{array}{l} \text{(イ) (合併交付金等 - 株式の簿価)} \\ \text{(ロ) 被合併法人の資本等の金額以外の金額} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{いずれか} \\ \text{少ない金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{みなし} \\ \text{配当金額} \end{array}$$

（注）つまり、株式の簿価超過額のうち利益積立金等からなる部分の金額がみなし配当となる。

個人株主の場合（所得 25 四）

$$\begin{array}{l} \text{合併交} \\ \text{付金等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被合併法人の} \\ \text{資本等の金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{みなし} \\ \text{配当金額} \end{array}$$

(注) 法人の場合と異なり、旧株の簿価(取得価額)は関係ない。

(4) 引当金等の引継ぎ

洗替えの引当金(例、貸倒引当金)

(イ) 合併法人に引き継がれたもの → 合併法人の合併年度の益金算入(令 98)

(ロ) 合併法人に引き継がれなかったもの → 被合併法人の最後年度の益金算入
(令 98)

累積性の引当金(例、退職給与引当金)

(イ) 合併法人に引き継がれたもの → 合併法人が有するものとみなす
(法 54)

(ロ) 合併法人に引き継がれなかったもの → 被合併法人の最後年度の益金算入
(令 107 六)

(5) 欠損金の繰越、繰戻し

繰越控除(法 57) ... 被合併法人から引き継いだ欠損金は、合併法人で控除することは認められない(基通 4 - 2 - 18)。

(参考) 1. 被合併法人の欠損金の引継ぎの可否 → 最高裁昭和 43.5.2 判決
(行田電線事件、民集 22 巻 5 号 1067 頁、税資 52 号 887 頁)

2. 逆合併の可否 → 昭和 47.2.21 判決(裁決事例集 4 号 5 頁)、広島地裁
平成 2.1.25 判決(行集 41 巻 1 号 42 頁、税資 175 号 117 頁)

繰戻し還付(法 81) ... 合併法人の欠損金は、被合併法人の合併前の事業年度に繰戻し、還付請求することはできない。

< 参考文献一覧 >

- ・ 政府税制調査会答申「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」（平成 12 年 10 月 3 日）
- ・ 吉牟田勲、神田秀樹「税調委員海外調査報告 - ドイツ、フランス：会社分割、連結納税 - 」（平成 12 年 4 月 28 日開催政府税制調査会法人課税小委員会提出資料）
- ・ 石弘光、水野忠恒「税調委員海外調査報告 - アメリカ：連結納税、会社分割 - 」（平成 12 年 6 月 2 日開催政府税制調査会法人課税小委員会提出資料）
- ・ 原田晃治「会社分割法制の創設について（上）」（商事法務 No.1563）
- ・ 金子寛人「ドイツの新しい事業再編法 - ドイツにおける会社分割法制 - 」（商事法務 No.1395）
- ・ 須田徹「アメリカの税法 改訂 6 版」中央経済社
- ・ 朝永秀樹「法人税制の検討課題について」（租税研究 2000. 9）
- ・ （財）産業研究所「会社分割に係る税制等に関する調査研究」KPMG ピートマーウィック（平成 12 年 3 月）
- ・ 日本公認会計士協会近畿会企業再生税制特別委員会「海外各国の会社分割制度 - 会計・税制を中心として - 」（平成 12 年 2 月）